

確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

株式等の譲渡

特定口座の譲渡損失と配当所得等の損益通算

及び翌年以後への繰越し 編



特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差し引いて、翌年以後に繰り越す場合の確定申告書の作成の手順を説明します（特定口座（源泉徴収なし）と一般口座を申告する場合の操作手順は、操作の手引き「株式等の譲渡（特定口座（源泉徴収なし）と一般口座）編」を併せてご覧ください。）。

なお、この操作の手引きは「令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁HPからダウンロードすることができます。）の事例5に準じて作成しています。

特定口座（源泉徴収あり）の上場株式等に係る譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差し引いて、翌年以後に繰り越す場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座（源泉徴収あり）とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。



ご利用の特定口座が特定口座（源泉徴収あり）か特定口座（源泉徴収なし）が分からない場合には、お手元の特定口座年間取引報告書の「源泉徴収の選択」欄をご覧ください。

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	勘定の種類	1 保管 2 信用 3 配当等
	前回の提出時の住所又は居所	氏名	口座開設年月日	
		生年月日	明・大・昭 平・令	源泉徴収の選択
				1 有 2 無

「1 有」：源泉徴収あり
「2 無」：源泉徴収なし

源泉徴収の選択 1 有 2 無

【事例】

私は、令和5年中にY証券大手支店の特定口座（源泉徴収あり）で次の取引を行いました。そして、Y証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,900,000円	2,119,000円	△219,000円

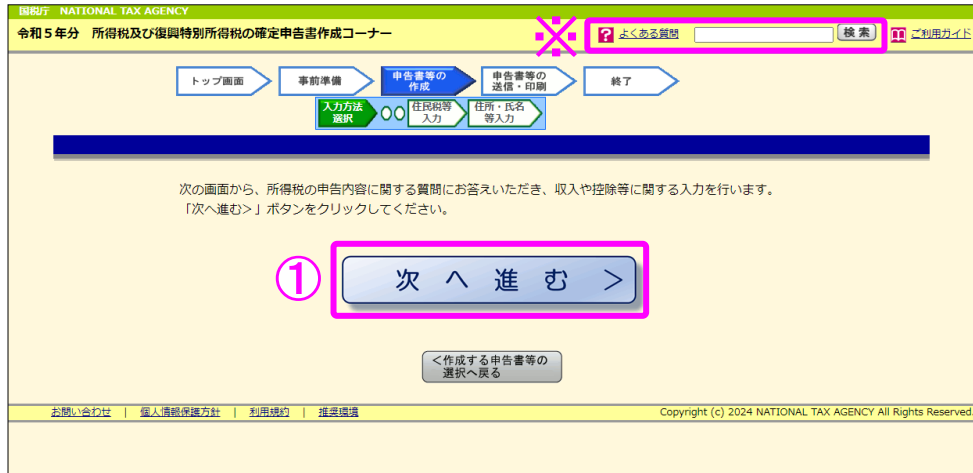
また、この特定口座（源泉徴収あり）を通じて上場株式であるL電気の配当（収入金額80,000円）と公募公社債であるM市の地方債の利子（収入金額20,000円）を受け取りました。

この配当と利子以外に、上場株式であるN建設の配当（収入金額40,000円）をこの口座の開設前に受け取っています。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」の事例5をご覧ください。

1 作成開始



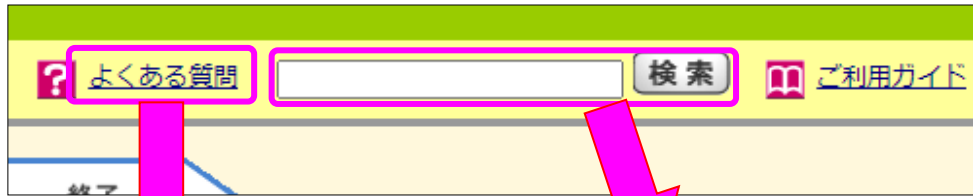
① 『次へ進む>』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



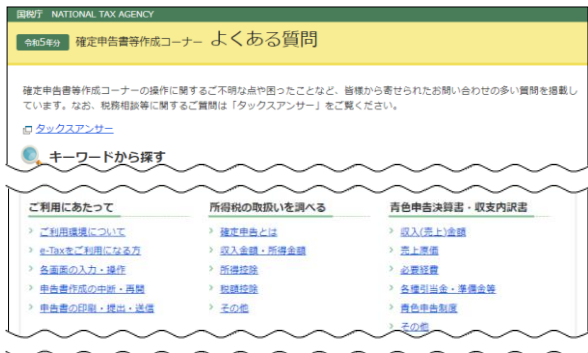
入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。



リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック



2 申告書の作成をはじめる前に

国税庁 令和5年分 所得税 **確定申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

申告書の作成をはじめる前に

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

申告される方の生年月日

① 年 月 日
入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

② e-Taxにより税務署に提出する。
 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

③

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。 退職収入がある場合は「はい」を選択してください。	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 予定納税についてはこちら	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>

前に戻る ④

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「生年月日」を入力します。
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
（「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。）
- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」を選択します。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得

(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） ?	入力する		?
不動産所得 ?	入力する		?
利子所得 ?	入力する		?
配当所得 ?	入力する		?
給与所得 ?	入力する		?
雑所得 ?	公的年金等	入力する	?
	業務	入力する	
	その他		
総合譲渡所得 ?	入力する		?
一時所得 ?	入力する		?
合計 ? ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。			?

分離課税の所得

(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ? ①	入力する		?
上場株式等に係る配当所得等 ?	入力する		?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		?
退職所得 ?	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は
訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る
入力終了(次へ)>

① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

4 金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に沿って入力を進めます。

金融・証券税制（入力項目の選択）

i 個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容については、[こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

1

総合課税
申告分離課税
配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方は[こちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

2

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

『特定口座年間取引報告書』の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

2

『特定口座年間取引報告書』の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』を手書き等で作成済みの方のうち、特定口座（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、『特定口座年間取引報告書』の内容を入力後、下記3の『計算明細書の内容を入力する』ボタンをクリックしてください。

- ① この事例では、特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失を上場株式等に係る配当所得等から差し引いて翌年以後に繰り越すため、「申告分離課税」を選択します。
- ② この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制（特定口座）

ここでは、特定口座（源泉徴収あり）の取引について、金融商品取引業者等（証券会社など）から書面で交付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力する方法について説明します。

金融・証券税制（特定口座）

・証券会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が「.xml」のもの）をお持ちの方

❌ データで交付された特定口座年間取引報告書の入力

・上記以外の方

① 書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼

令和5年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください（特定口座（源泉徴収あり）のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがない場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。）

入力例

1件目

② 1. 口座情報の入力

源泉徴収の選択 1 有 2 無

③ 勘定の種類 1 保管 2 信用 3 配当等

【口座情報】

特定口座年間取引報告書 氏名 高松 太郎 住所 F市△町9-8-7 E市○町1-3-2 前提出出時の住所又は居所 生年月日 明・大(昭)平・令 41・11・3	勘定の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 1 保管 <input type="checkbox"/> 2 信用 <input checked="" type="checkbox"/> 3 配当等 口座開設年月日 5・5・8 源泉徴収の選択 <input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無
------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。

④ この特定口座（源泉徴収あり）について申告するものを選択してください。

譲渡損益 配当等

注意

- 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

	源泉徴収税額 (所得税)	0	株式等譲渡所得割額 (住民税)	0	
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)		
上場分	1,900,000	2,119,000	-219,000		
特定信用分					
合計	1,900,000	2,119,000	-219,000		

令和5年分 特定口座年間取引報告書									
特定口座開設者	住所(居所)	F市△町9-8-7 E市○町1-3-2	フリガナ	タカマツ サブロー	勘定の種類	<input checked="" type="radio"/> 1 保管 <input type="radio"/> 2 信用 <input checked="" type="radio"/> 3 配当等			
	前提出出時の住所又は居所		氏名	高松 太郎	口座開設年月日	5・5・8			
			生年月日	明・大(昭)平・令 41・11・3	源泉徴収の選択	<input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無			
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額(所得税)	千円 0	株式等譲渡所得割額(住民税)	千円 0	外国所得税の額	千円 0		
譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)						
上場分	1 900 000	2 119 000	△219 000						
特定信用分									
合計	1 900 000	2 119 000	△219 000						

- ① 『書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼』 ボタンを選択します。
 ※ データで交付された特定口座年間取引報告書を読み込む方は、10 ページ以降を参照してください。
- ② 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「1 有」を選択します。

株式等の譲渡（譲渡損失と配当所得等の損益通算及び繰越し）編

- ③ 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「1 保管」及び「3 配当等」を選択します。
- ④ この特定口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。
- ⑤ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

株式等の譲渡（譲渡損失と配当所得等の損益通算及び繰越し）編

続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。

現在、配当所得の課税方法は、**申告分離課税**です。

総合課税と申告分離課税について (単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	上場株式配当等控除額
④株式・出資又は基金	80,000			
⑤特定株式投資信託				
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)				
⑦オープン型証券投資信託				
⑧国外株式又は国外投資信託等				
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000			0
⑩公社債	20,000			
⑪社債的受益権				
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)				
⑬オープン型証券投資信託				
⑭国外公社債等又は国外投資信託等				
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000			0
⑯譲渡損失の金額	219,000			
⑰差引金額(⑮+⑱-⑲)	0			
⑱納付税額		0	0	
⑲還付税額(⑱+⑳-㉑)				

※ 還付税額欄ではなく、納付税額欄を入力することにご注意ください。

配当所得に係る負債()円 (配当等の受取られた株式等を取得るために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。なお、上記以外のもの(利子所得に該当するもの)については、負債の利子を控除することはできません。詳しくは「こちら」)

(配当等の額及び源泉徴収税額等)

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
④株式・出資又は基金	80,000	12,252	4,000		0	
⑤特定株式投資信託						
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑤、⑦及び⑧以外)						
⑦オープン型証券投資信託						
⑧国外株式又は国外投資信託等						
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000	12,252	4,000		0	
⑩公社債	20,000	3,063	1,000			
⑪社債的受益権						
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託 (⑩及び⑪以外)						
⑬オープン型証券投資信託						
⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000	3,063	1,000		0	
⑯譲渡損失の金額	219,000					
⑰差引金額(⑮+⑱-⑲)	0					
⑱納付税額		0	0			
⑲還付税額(⑱+⑳-㉑)		15,315	5,000			

所在地 E市△△町4-5
 金融商品取引業者等 名称 Y証券大手支店 (電話) 〇〇〇-××× 法人番号 〇〇〇〇〇〇××××××××

⑥・⑦ 「配当等の額」を入力します。

⑧・⑨ 「上場株式配当等控除額」を入力します。

なお、こちらの欄は、⑥で入力した金額がある場合には⑧に、⑦で入力した金額がある場合には⑨にそれぞれ入力が必要になるため、上場株式配当等控除額が0円や空欄の場合は0円と入力します。

⑩ 配当等の額に対する「源泉徴収税額(所得税)」及び「配当割額(住民税)」の「納付税額」を入力します。

- ⑪ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を入力します。

4. 「金融商品取引業者等」の入力

※ 「名称」の入力文字数は、「証券・銀行名等」及び「本支店名等」の区分名を含め、60文字までの入力となります。

金融商品取引業者等
入力方法はこちら

名称

証券・銀行名等
Y 証券

本支店名等
大手 支店

5. 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」の入力

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称 (金角11文字以内)	金額(半角) 円

・xmlデータで交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件読み込む(xmlデータ)」ボタンをクリックしてください。

・書面で交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する(書面)」ボタンをクリックしてください。

もう1件読み込む(xmlデータ)

もう1件入力する(書面)

- ⑫ 金融商品取引業者等の名称を入力します。

- ⑬ 複数の特定口座を入力する場合には、②～⑫の必要項目を入力後、『もう1件入力する(書面)』(データを読み込む場合は『もう1件読み込む(xmlデータ)』)ボタンをクリックします。

確認画面

「入力方法」欄が「データ読み込み」の内容について
 ・詳細を確認する場合は特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用を入力する場合はしくは配当所得に係る負債の利子の額を入力する場合は、「修正」ボタンをクリックしてください。
 ・「申告する所得」欄のチェックボックスで、申告する所得を選択することができます。
 ・費用又は配当所得に係る負債の利子の額の入力や、申告する所得を変更した場合は、「入力方法」欄へ「(更新あり)」と表示されます。
 ・特定口座年間取引報告書データの内容に不明点がある場合は、当該データの発行主体にお問い合わせください。
 なお、上記以外の入力方法について内容を訂正する場合は、「修正」ボタンをクリックしてください。

No	入力方法	操作	申告する所得	金融商品取引業者等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)	配当等の額 (譲渡損失との損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)	上場株式配当等 控除額の内書き
						株式等譲渡 所得割額 (住民税)		配当割額 (住民税)	上場株式配当等 控除額
1	画面入力	修正 削除	<input checked="" type="checkbox"/>	Y証券大手支店	-219,000円	0円	0円	0円	0円
						0円	0円	0円	0円

1 / 1 ページ

入力終了(次へ) >

- ⑭ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

- ⑮ データで読み込んだものについては、「申告する所得」にチェックボックスが表示されます。

- ⑯ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了(次へ) >』ボタンをクリックします。

※ データで交付された特定口座年間取引報告書の読み込み方法

【1 金融・証券税制（特定口座）】

The screenshot shows the National Tax Agency's website interface for the 2023 tax year. The page title is '令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー'. The breadcrumb trail is '金融証券（入力項目の選択） > 金融証券（特定口座）'. A progress bar at the top indicates the current step: '申告書等の作成'. The main content area is titled '金融・証券税制（特定口座）'. A pink circle with the number '1' highlights a button labeled 'データで交付された特定口座年間取引報告書の入力'. Below this button, there are two options: '証券会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が.xmlのもの）をお持ちの方' and '上記以外の方'. The 'xmlデータ' option is selected. At the bottom, there are buttons for '< 戻る', '入力終了（次へ）>', and '入力内容をクリア'. The footer contains the text 'Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved'.

- ① 『データで交付された特定口座年間取引報告書の入力』 ボタンを選択します。

【2 証券会社等から交付されたデータの読込】



② 「証券会社等から交付されたデータの読込」画面で、『ファイルを選択』ボタンをクリックし、読み込むファイルを選択してください。



③ 読み込んだファイルの一覧が表示されるため、全てのファイルを読み込んだことを確認した上で、『選択したファイルを読み込む』ボタンで次画面へ進みます。

【3 証券会社等から交付されたデータの読込結果】

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込結果

読込結果の確認

証券会社等から交付されたデータの読込結果は以下のとおりです。

i ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。

- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。
- ・ 特定口座（源泉徴収なし）の譲渡益は、原則として申告しなければなりません。

		金融商品取引業者等	源泉徴収の選択	申告する所得	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)		配当等の額 (譲渡損失との損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)	
						株式等譲渡所得割額 (住民税)	円		円	配当割額 (住民税)
1	削除	Y証券大手支店	無	<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡所得 <input type="checkbox"/> 配当所得	-219,000 円	円	円	円	円	円
						円			円	円
									円	円
									円	円

[前に戻る](#) **4** [次へ進む](#)

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

④ 「証券会社等から交付されたデータの読込結果」画面で申告する所得を確認し、『次へ進む』ボタンで次画面へ進みます。（9ページの⑬以降参照）

【注意】

- 1 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又はその特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）。
- 2 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の黒字の金額とその特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。



6 金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

金融・証券税制（入力項目の選択）

i 個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の**金融・証券税制の内容**については、[こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税
申告分離課税
配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方は[こちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方は[こちら](#)

- ・ **特定口座**（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ **特定口座**（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

- 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- 株式等の売却等について「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」を手書き等で作成済みの方のうち、**特定口座**（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

配当所得
上場株式等に係る配当所得等

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方

特定口座（源泉徴収あり）以外で、上場株式等の**配当等**（申告するものに限ります。）や非上場株式等の**配当等**がある方は[こちら](#)

① **「配当等の支払通知書」などの内容を入力する**

- 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

① この事例では、特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した配当がありますので『「配当等の支払通知書」などの内容を入力する』ボタンをクリックします。

7 金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

入力例

1 上場株式等の配当等に関する事項

[→上場株式等の配当等について](#)

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。

※ 申告不要を選択する上場株式等の配当等については、入力の必要はありません。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	① <input type="button" value="入力する"/>	
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	<input type="button" value="読み込む"/>	

[→配当集計フォームのダウンロード](#)

i 1 大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等）が支払いを受ける配当等については、画面下の「2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項」から入力してください。

2 「配当集計フォーム」は、受け取った配当等をエクセルで入力・集計するためのフォーマットです。複数の配当等を受け取られている方は、「配当集計フォーム」を利用した入力便利です。

2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。

非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	<input type="button" value="入力する"/>	
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	<input type="button" value="読み込む"/>	

[→配当集計フォームのダウンロード](#)

※ 非上場株式等の配当等は、総合課税となります。

① 「個別に配当等を入力（訂正等）する。」の『入力する』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制（上場株式等の配当）

ここでは、特定口座に受け入れていない上場株式等の配当等の入力を行います。

金融・証券税制（上場株式等の配当）

現在選択されている課税方法は **申告分離課税** です。

[総合課税と申告分離課税について](#)
 申告分離課税を選択した配当については、上場株式等の譲渡損失との損益通算及び繰越控除を適用することができますが、配当控除を適用することはできません。

申告する配当を1件ごとに、それぞれ次の項目に入力してください。
 源泉徴収されている税額がない場合には、源泉徴収税額欄に「0」を入力してください。
 支払通知書等によっては、以下の項目と名称が異なる場合があります。

入力例

1件目

(1) 種目(全角5文字以内) **①**

(2) 銘柄等(全角28文字以内) **②**

(3) 支払の取扱者の名称(全角28文字以内) **③** ※ 1

(4) 収入金額 **④** 円

(5) 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税) **⑤** 円 (内 未納付の源泉徴収税額 円)
※ 上記、未納付の源泉徴収税額は、配当等の支払通知書の交付を受けている方で、源泉徴収税額欄が二段書きされている場合のみ、上段の額を入力してください。

(6) 配当割額控除額(住民税) **⑥** 円

(7) 通知外国税相当額 **⑦** 円
※ (7)及び(8)の欄は、該当する金額がある場合にのみ入力してください。

(8) 通知所得税相当額 **⑧** 円
なお、通知所得税相当額が通知外国税相当額の内書きとして記載されている場合がありますのでご注意ください。

(9) 負債の利子 **⑧** 円

※ 「(1) 種目」、「(3) 支払の取扱者の名称等」をコピーしてもう1件入力する場合は、下の項目にチェックを入れた状態で「もう1件入力する」ボタンをクリックしてください。

「(1) 種目」、「(3) 支払の取扱者の名称等」をコピーしてもう1件入力する。

もう1件入力する

※ 2

(入力結果一覧)

	支払通知書の種類	種目	未納付の源泉徴収税額	通知外国税相当額
	配当等の種類	収入金額	配当割額控除額	通知所得税相当額
	銘柄等/支払の取扱者の名称等	源泉徴収税額		
修正		株式の配当	円	円
削除		40,000円	2,000円	円
	N建設株式会社/株式会社U証券	6,126円		円
			円	円
			円	円

<< 最初
< 前ページ
次ページ >
最後 >>
1 / 1
ページ

< 戻る **⑨**

 入力終了(次へ) >

第〇期 配当金明細書					
ご所有株式	1株当たり配当金	④ 配当金額	所得税率	⑤ 所得税額	税引後配当金額
1,000株	40.00円	40,000円	15.315%	6,126円	31,874円
			住民税率	⑥ 住民税額	
			5%	2,000円	

第〇期配当金についての明細を上記のとおりご通知申し上げます。

本票は租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。

株主 〇〇〇-〇〇〇〇 E市〇〇町1-3-2 高松 三郎 様

令和5年 4月 21日

② N建設株式会社

- ① 「種目」の入力例は次のとおりです。
株式の場合・・・「株式の配当」
投資信託の場合・・・「収益の分配」
 - ② 「銘柄等」を入力します。
 - ③ 「支払の取扱者の名称等」を入力します。
 - ④～⑥ 支払通知書の内容を入力します。
 - ⑦ 支払通知書等に通知外国税相当額又は通知所得税相当額がある場合は、その金額を入力します。
※ 外国所得税は、こちらの欄には入力しません。「外国税額控除の入力」画面より入力してください。
 - ⑧ 配当を受けた株式等の購入のために借り入れた負債の利子がある場合は、その金額を入力します。
 - ⑨ 入力結果一覧で入力内容を確認し、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。
- ※1 「支払の取扱者の名称等」には、証券会社などの口座管理機関の名称を入力します。
- ※2 申告する配当が複数ある場合は、『もう1件入力する』ボタンをクリックします。
- (注) 配当所得の課税方法について「総合課税」を選択した場合には、次の「支払通知書の種類」及び「配当等の種類」についても選択しますが、ここでは申告分離課税を選択していることから画面上表示されません。

【参考：「配当等の種類」の入力画面】



支払通知書の種類が分からない場合は、以下を参考に選択してください。

【上場株式の配当】

「1 上場株式配当等の支払通知書」を選択します。

【投資信託の収益の分配】

「2 オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書」を選択します。

なお、「単位型（ユニット型）」の投資信託(※)及び「国外投資信託」については「1 上場株式配当等の支払通知書」を選択します。

※ 「単位型（ユニット型）」の投資信託とは期間を限定して販売され、期間を過ぎると購入できなくなる投資信託です。



投資信託の収益の分配は、支払通知書に「外貨建資産割合」・「非株式割合」が記載されている場合がありますので、これを入力します。記載がない場合は「1 記載なし」を選択します。

株式の配当の場合は記載がありませんので、「1 記載なし」を選択します。

(支払通知書抜粋)

- 1 記載なし
- 2 50%以下
- 3 50%超75%以下
- 4 75%超

ファンド名称	
〇〇投信〇〇コース分配金再投資	
外貨建資産割合：75%以下	非株式割合：50%以下
ファンド残高	10,000口当たり 再投資基準価格
9,985 円	6,982 円

9 金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

金融・証券税制（源泉徴収口座以外の配当）

入力例

1 上場株式等の配当等に関する事項

[→上場株式等の配当等について](#)

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。

※ 申告不要を選択する上場株式等の配当等については、入力の必要はありません。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受領した上場株式等の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	訂正 削除	<input checked="" type="checkbox"/>
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	<input type="checkbox"/>

[→配当集計フォームのダウンロード](#)

i 1 大口株主等（その株式等の保有割合が発行済株式の総数等の3%以上である株主等）が支払いを受ける配当等については、画面下の「2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項」から入力してください。

2 「配当集計フォーム」は、受け取った配当等をエクセルで入力・集計するためのフォーマットです。複数の配当等を受け取られている方は、「配当集計フォーム」を利用した入力の方が便利です。

2 非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等に関する事項

「入力する」ボタン又は「読み込む」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。

非上場株式等（「上場株式等」以外のもの）の配当等	入力・訂正等	入力有無
個別に配当等を入力（訂正等）する。	入力する	<input type="checkbox"/>
配当集計フォームに入力したデータを読み込む。	読み込む	<input type="checkbox"/>

[→配当集計フォームのダウンロード](#)

※ 非上場株式等の配当等は、総合課税となります。

< 戻る
入力終了（次へ）>

① 「個別に配当等を入力（訂正等）する。」の「入力有無」に、チェックが付されていることを確認します。

② 確認が終わりましたら、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

10 金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

金融・証券税制（入力項目の選択）

i 個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の**金融・証券税制の内容**については、[こちら](#)をご覧ください。

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・ 特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ 特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

✖
「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「配当等の支払通知書」などの内容を入力する方

特定口座（源泉徴収あり）以外で、上場株式等の**配当等**（申告するものに限り。）や非上場株式等の**配当等**がある方はこちら

✖
「配当等の支払通知書」などの内容を訂正・削除

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

令和4年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？

①

はい

いいえ

→ 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

3 株式等の売却等について「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を手書き等で作成済みの方

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち特定口座（源泉徴収あり）での売却等がある方は、「特定口座年間取引報告書」の内容を併せて入力してください。

→ [「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら](#)

< 戻る
② 入力終了(次へ) >

① 「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「いいえ」を選択します。

② 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

※ 『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

11 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）

入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）			一般株式等	上場株式等
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。				
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	1,900,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	1,900,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	2,119,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	2,119,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③-⑦-⑧）		⑨	円	-219,000円
特定投資株式の取得に要した金額等の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨-⑩）		⑪	円	-219,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）		⑬	円	円

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

12 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。
当画面においては、赤字(損失)の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	219,000円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	219,000円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	219,000円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	140,000円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑤	79,000円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	0円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和2年分)	(A)	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	円
		(E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の2年前分 (令和3年分)	(B)	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	⑦ ((B)-(F)-(G)) 円
		(G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年の前年分 (令和4年分)	(C)	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	⑧ ((C)-(H)-(I)) 円
		(I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 円	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))		⑨ 円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))		⑩ 円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)		⑪	79,000円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥－⑪）	⑫	0円
------------------------------------------------------	---	----

< 戻る
① 確認終了(次へ)>

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

13 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)	
事業所得（営業・農業） ?	入力する			?
不動産所得 ?	入力する			?
利子所得 ?	入力する			?
配当所得 ?	訂正・内容確認	✔	分離課税の配当所得の入力有	?
給与所得 ?	入力する			?
雑所得 ?	公的年金等	入力する		?
	業務	入力する		?
	その他	入力する		?
総合譲渡所得 ?	入力する			?
一時所得 ?	入力する			?
合計 ? <small>※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。</small>			0	?

分離課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)	
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する			?
株式等の譲渡所得等 ? ✖	訂正・内容確認	✔	上場株式等 △79,000	?
上場株式等に係る配当所得等 ?	訂正・内容確認	✔	0	?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する			?
退職所得 ?	入力する			?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る
入力終了(次へ)>

※ 株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます（「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。）。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。